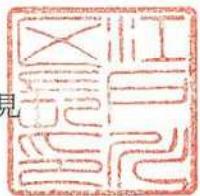


11 総用送第 135 号
平成 23 年 8 月 16 日

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



諮詢書

社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 16 条第 3 項の規定により諮詢します。

記

諮詢案件	江戸川区立船堀小学校及び江戸川区立第二葛西小学校の改築工事における入札参加資格
別紙のとおり、江戸川区立船堀小学校及び江戸川区立第二葛西小学校の改築工事における入札参加資格をそれぞれ定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聽かなければならない。

江戸川区立船堀小学校改築工事 入札参加資格（案）

次の要件に該当する単独企業又は特定建設工事共同企業体とします。

項目	詳細	
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。	
(2)建設業許可	単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。	
(3)工事成績	入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。	
(4)指名停止	申込時点において、江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。	
(5)経営状況	経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）ないこと。	
(6)業者登録	単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に「建築工事」を申込業種として登録していること。	
(7)参加形態	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付 ■単独企業 平成23・24年度江戸川区建築工事格付（以下「区建築格付」という。）Aの者であること。</p> <p>■2者による特定建設工事共同企業体 2者共に区建築格付Aの者であること。</p> <p>■3者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 区建築格付Aの者であること。 <u>第2・第3順位者</u> 区建築格付B以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付 ■単独企業 平成23年度東京都建築工事格付（以下「都建築格付」という。）Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。</p> <p>■2者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 都建築格付Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。 <u>第2順位者</u> 区建築格付Aの者であること。</p> <p>■3者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 都建築格付Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。 <u>第2・第3順位者</u> 区建築格付B以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。</p>

項目	詳細
(8) 今年度改築校の同時入札参加の制限	「江戸川区立第二葛西小学校改築工事」に入札参加する者は、本工事の入札参加はできません。
(9) 技術者の選任	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を選任できること。特定建設共同企業体の場合には、第1順位者が本工事に専任の監理技術者を選任でき、第2・第3順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ選任できること。
(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。
(11) 下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。
(12) 建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。
(13) 労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。

江戸川区立第二葛西小学校改築工事 入札参加資格（案）

次の要件に該当する単独企業又は特定建設工事共同企業体とします。

項目	詳細	
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。	
(2)建設業許可	単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。	
(3)工事成績	入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。	
(4)指名停止	申込時点において、江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。	
(5)経営状況	経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）ないこと。	
(6)業者登録	単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に「建築工事」を申込業種として登録していること。	
(7)参加形態	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 ①格付 ■単独企業 平成23・24年度江戸川区建築工事格付（以下「区建築格付」という。）Aの者であること。</p> <p>■2者による特定建設工事共同企業体 2者共に区建築格付Aの者であること。</p> <p>■3者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 区建築格付Aの者であること。 <u>第2・第3順位者</u> 区建築格付B以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率 ■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 ①格付 ■単独企業 平成23年度東京都建築工事格付（以下「都建築格付」という。）Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。</p> <p>■2者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 都建築格付Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。 <u>第2順位者</u> 区建築格付Aの者であること。</p> <p>■3者による特定建設工事共同企業体 <u>第1順位者</u> 都建築格付Aの上位70社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,400点以上の者であること。 <u>第2・第3順位者</u> 区建築格付B以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率 ■第1順位者 構成員中最大とすること。 ■第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区建築格付Bの場合は20%）とすること。</p>

項目	詳細
(8) 今年度改築校の同時入札参加の制限	「江戸川区立船堀小学校改築工事」に入札参加する者は、本工事の入札参加はできません。
(9) 技術者の選任	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を選任できること。特定建設共同企業体の場合には、第1順位者が本工事に専任の監理技術者を選任でき、第2・第3順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ選任できること。
(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。
(11) 下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。
(12) 建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。
(13) 労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。

平成 23 年 8 月 16 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



答申書

平成 23 年 8 月 16 日付け、11 総用送第 135 号で諮問のあった江戸川区立船堀小学校及び江戸川区立第二葛西小学校の改築工事における入札参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立船堀小学校及び江戸川区立第二葛西小学校の改築工事における入札参加資格
審議結果・ 答申内容	江戸川区立船堀小学校及び江戸川区立第二葛西小学校の改築工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。